

掲示期間 4.1-4.10

新潟市告示第241号

漆山グラウンド使用料の収納事務委託契約について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市巻体育館の使用料の収納事務を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和5年4月1日

新潟市長 中原 八一

| 収納事務を行う場所       | 収納事務受託者                          |
|-----------------|----------------------------------|
| 新潟市西蒲区漆山3299番地3 | 新潟市中央区神道寺2丁目2番10号<br>グリーン産業 株式会社 |